

日 時：平成 23 年 8 月 2 日（火）

午後 1 時～

場 所：コミュニティプラザひまわり

会議室 1

第 1 回 清瀬市第 3 期障害福祉計画策定委員会次第

1. 清瀬市長あいさつ
2. 委嘱状交付
3. 委員紹介
4. 配布資料の確認
5. 清瀬市第 3 期障害福祉計画策定委員会設置要綱について
6. 委員長及び副委員長の選出及び就任の挨拶
7. 議題
 - (1) 委員会の運営について
 - (2) 計画の内容等について
 - (3) 委員会の今後の日程について

次回は 10 月 18 日（火）午前 10 時

平成23年度第1回

清瀬市第3期障害福祉計画策定委員会 議事要旨

日 時：平成23年8月2日（火）午後1時～午後3時

場 所：コミュニティプラザひまわり2階 会議室1

<配布資料>

- 【資料1】清瀬市障害福祉計画策定委員会委員名簿
- 【資料2】清瀬市障害福祉計画策定委員会設置要綱
- 【資料3】清瀬市障害福祉計画策定委員会傍聴に関する取扱（案）
- 【資料4】清瀬市障害福祉計画の改定にあたって
- 【資料5】障害者計画・第2期障害福祉計画（前回の計画）
——障害のある人がいきいきと暮らせるために——
- 【資料6】障害者計画調査（平成20年7月実施）
- 【資料7】清瀬市障害福祉計画策定のための関係団体等調査の内容について（案）

- 【資料8】清瀬市第3期障害福祉計画策定スケジュール（案）

1. 清瀬市長あいさつ

（略）

2. 委嘱状交付

（略）

3. 委員紹介

（略）

4. 配布資料の確認

5. 清瀬市第3期障害福祉計画策定委員会設置要綱について

事務局：資料2説明

6. 委員長及び副委員長の選出及び就任の挨拶

・委員長 植村委員、副委員長 長汐委員（互選により選出）

7. 議題

（1）委員会の運営について

事務局：資料3に基づき説明

委員長：よろしいでしょうか。

委 員：（異議なし）

(2) 計画の内容等について

事務局：資料４・５に基づき説明

委員長：枠組みはわかりました。課題は住民の意見を取り入れてほしい。課題として７ページの項目について、現実的には難しく大きな課題である。きちんと今の段階からニーズを把握する必要がある。

委員：居住の場の充実に関しては非常にニーズが高いが、施設と異なりグループホームは経営基盤が弱いので、常勤の職員をきちんと配置しての運営が難しい。グループホーム、ケアホームを作るということは、その方々がどこで日中過ごすかという問題もあるため、日中活動の場の充実も同時に図らなくてはならない。

委員：具体的な話になるとなかなか難しい現実があるが、進めるという方向でいってほしい。

委員：グループホーム、ケアホームに詳しくない人は何が違うのかもわからないと思う。極端に言うと、グループホームはケアの必要がない人、ケアホームはケアが必要な人が利用する。ただし、例えば軽度の人で同居の家族が亡くなった場合、一人暮らしはできるかもしれないが不安なので施設に入りたいという場合は受け入れられない。サービスの必要量を自立支援法に基づき決めて、業者にはそれを提供する責任があるが実際にやるのは簡単な事ではない。

委員：平成 18 年からグループホームを運営している。利用者は精神障害者がほとんどだが、昼間・夜間ともに利用するので大変だ。今はグループホーム、ケアホームより先の事を考えているがケアホーム以上のものになってきた場合その先はどうなるか不明瞭である。計画としてその先の事を考えてほしい。

委員：課題 1 について。認知症の種類によって対応できるケアホームが必要なのでは。財源がないことで、実際には難しいところがあると思う。

障害者に対する総合支援、情報支援が非常に必要とされている。自治体として、情報支援のサービスを実施してほしい。

委員：グループホーム、ケアホームに関して、経営者としてはグループホームの研修を受けるが、運営状態は厳しい。世話人をなんとかつないでやりくりできたとしても、支援を受ける人たちの人間関係は成立するのか、様々な関係が希薄なままで良いのかと考える。

障害者は、日中と夜間の活動を切り離す価値をどう見つけるか。学校を卒業して 20 歳になる頃に親元を離れて、グループホームに入る。ここに親元にというテーマがあるとすれば、そんなに早く親元を離れて良いのだろうか。親と住めるうちに住んどいたほうが良いと思う時もある。小規模入所施設とどう違うのかという課題もある。

課題 2 の就労支援については、支援者の動向と切り離せないところがあるので、精神や知的は就労し易いが、40 歳を過ぎた身体の方はなかなか就労先が見つからない。清瀬市だけでは解決できないので、もっと広域に仕事探しを行なわなければならないと考えている。

障害者の虐待防止に関して、虐待発見にはネットワークが必要である。虐待を見つけるだけでなく、見つけた後のことも考えてほしい。

委員：福祉計画の策定について、障害者計画に関わる調査に関して、先ほど基礎データの話があっただが、程度区分認定の申請で当事者以外の方はどのくらいいるのか。

事務局：正確な数字は持ち合わせていないが、9 割以上が手帳を所持しています。

委員：1 割は手帳所持していない人がいるので、基礎データに手帳未所持者の分をどう見込むか。そ

れが今回の法律改正の方向に沿うものであるし、そういったことで行政としての独自性を出してもいいのではないか。

二点目、福祉計画は障害者計画に直接関係ないかもしれないが、清瀬市は子どもの発達支援・交流センターを国の児童福祉法・自立支援法の枠をこえて作った。そういう実績があるので、清瀬市として障害児の一貫した療育システムを地域と連携してつくってほしい。また、地域の権利擁護や成年後見を含めた相談支援体制をもう一度考えてほしい。

事務局：色々考えなければならぬことが沢山ある。ニーズを実現するための議論とそれに対して対応できる体勢を整える必要があると考えます。

委員：障害福祉サービス等の提供体制の充実とあるが、その裏付として、サービスを提供するニーズの数値があるはず。数値目標が達成されるかではなく、そのニーズを記すことが大事なのではないか。

委員：例えば、ショートステイのニーズとして、思春期の家族関係を保つための利用もある。親子関係がこじれて家庭内暴力を起こす子どもの場合、ショートステイを利用して一時家族から離してあげると落ち着いてきたりもする。

もう一つは、発達障害の子どもに顕著だが、親の思い通りに育てようと熱心さの裏返しで、外部から見ると虐待に見えるようなしつけをする場合、愛情をこめて育てていても耐えられなくなってしまう。そういう時に、ショートステイで少し距離を置き、精神的な落ち着きを取り戻すこともある。

委員：障害者や健常者に関係なく、子どもはいつか親元を離れていくものとして、家族の中でどう考えていくかによる。

委員長：車イスの方は外に出ようとしても頼めない。色々なレベルで地域と関わりをもって生きているので、できるだけ地域での生活を少しずつでも実現させてほしい。今後ともご協力をお願いしたい。

(3) 委員会の今後の日程について

事務局：資料7・8補足説明

・次回会議の日程については、10月18日とする。

以上。